

登録試験の取扱いの一部変更について

登録試験において、平成21年度から学科試験に加えて新たに実技試験を実施することになりました。これに伴い登録試験の取扱いについて、以下のとおり、一部を変更することとしましたのでお知らせします。

I 受験申請受付及び受験手数料の額

1. 受験申請の受付 : 学科試験と実技試験を同時期（同期間）に行います。
2. 受験手数料 : 学科試験：1級・6,200円、その他・4,200円
実技試験：12,000円

II 受験手数料の納付時期

1. 基本は、受験申請時（学科試験のみ、筆記試験と口述試験、口述試験のみ、実技試験のみ受験する場合）に受験手数料を納付することになります。
2. ただし、学科試験と実技試験を同時に受験申請する場合、学科試験の受験手数料と実技試験の受験手数料を納付することになりますが、この場合、次のとおり受験手数料を納付することになりますので、ご注意をお願いいたします。

申請時 = 学科試験分の受験手数料 → 学科試験合格（発表）後 = 実技試験分の受験手数料

III 登録試験における学科試験免除規定について（事例）

登録試験において、平成21年度から実技試験が実施されますが、平成21年度以降に実施される試験について、学科試験に合格して実技試験に不合格となった場合は、その実技試験の日から2年内に行われる同一種類の学科試験が免除されることとなります。

なお、平成20年度以前に実施された学科試験の免除については、実技試験が実施されていないので、下記の例のとおり過渡的な適用となりますので、ご注意をお願いいたします。

1 級小型自動車の場合

- (1) 平成20年3月・5月に実施された登録筆記試験、口述試験に合格している場合、平成22年8月に実施される登録実技試験に係る学科試験は免除されない。
- (2) 平成21年3月・5月実施される登録筆記試験、口述試験に合格した場合、平成22年8月に実施される登録実技試験に係る学科試験は免除されるが、平成23年8月に実施（予定）される登録実技試験に係る学科試験は免除されない。

IV 実技試験受験に伴う試験の合格日・合格証書の取り扱いについて

- (1) 登録試験の学科試験に合格し、その後、登録試験の実技試験に合格した場合は、その実技試験の合格日を登録試験の合格日とします。
合格証書については、学科試験の合格証書と実技試験の合格証書が交付されます。
- (2) 実技試験に合格し、その合格証書を交付する際に学科試験の合格証書は、登録試験地方委員会（振興会）が回収します。

なお、学科試験の合格証書の提出がないときは、登録試験合格証書の交付はいたしません。